

あかりの家理事、監事及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかりの家の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について定める。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、本法人から給与を受けている者には支給しない。

(報酬の額)

第3条 当分の間は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が評議員会及び理事会に出席した場合には、それに要する費用を弁償する。ただし、本法人から給与を受けている者には支給しない。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類に関わらず、1回につき5,000円とする。

(支給日)

第6条 費用弁償の支給の日は、第4条による支払事由の発生した日とする。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。